

平成20年 5月15日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰  
 ( J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4 )  
 問合せ先 常 務 取 締 役 酒 井 清 行  
 TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 8 7 4 4

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり、平成20年6月27日(金)開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

( 1 ) 変更の理由

昨年9月30日の金融商品取引法施行に伴い、「証券業」の名称が「金融商品取引業」に、また「証券仲介業」の名称が「金融商品仲介業」に改称されたとともに、金融商品取引業の対象として、「金融先物取引業」、「投資運用業」、「投資助言・代理業」、「商品投資販売業」等が追加された事に対応するため、現行定款第2条(目的)の文言に所要の変更を行うものであります。

( 2 ) 変更の内容

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| 第1条 (条文省略)  | 第1条 (現行どおり)  |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>( 1 ) <u>証券取引法に規定する証券業</u><br>( 2 ) <u>投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業、並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業及び投資一任に関する業務</u><br>( 3 ) (条文省略)<br>( 4 ) <u>金融先物取引法に規定する金融先物取引業</u><br>( 5 ) <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業及び商品投資顧問業</u><br>( 6 ) <u>証券仲介業</u><br>( 7 ) ~ ( 12 ) | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>( 1 ) <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u><br>( 削 除 )<br>( 2 ) (現行どおり)<br>( 削 除 )<br>( 3 ) <u>商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資顧問業</u><br>( 4 ) <u>金融商品取引法に規定する金融商品仲介業</u><br>( 5 ) ~ ( 10 ) (現行どおり) |
| 第3条 ~ 第45条 (条文省略)   | 第3条 ~ 第45条 (現行どおり)   |

( 3 ) 今後の日程

平成20年6月27日 第51回定時株主総会開催  
 定款変更の効力発生

以 上